

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
（藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
（藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年藤沢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
（藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年藤沢市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。